

人材紹介基本契約書

(以下「甲」という。)と株式会社GEN(以下「乙」という。)は、
甲乙間の人材紹介に関して、以下のとおり基本契約を行う。

第1条 (目的)

本契約は、甲は乙に甲の採用に関して求人票を提出し、乙は求人票に基づき人材を紹介する(以下「本件業務」という)ことを目的とするものである。

第2条 (採用)

本件業務により、乙より紹介された人材を甲が採用決定した場合(以下この場合に採用決定された者を「採用者」という)、甲は乙に対し直ちに採用決定ならびに採用条件を通知する。

2. 甲は、労働基準法第15条に基づき作成される労働条件通知書の写しを乙に対し交付するものとし、この場合、乙は採用者に同通知書を手交し、その内容を相互に確認する。

第3条 (紹介手数料)

本件業務により、甲が人材を採用し入社に至った場合、甲は人材紹介の対価として、紹介手数料を乙の請求に基づき支払うものとする。

2. 紹介手数料その他の取扱いについては、別途覚書によって定めるものとする。

第4条 (支払条件)

甲は乙の請求に対し、この請求額を採用決定者の入社した日の属する月の翌月末日(金融機関休業の場合、前営業日)までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

第5条 (紹介手数料の返還)

本件業務により採用された採用者が、自己都合または自己の責めに帰すべき重大な事由により入社後6ヶ月未満に甲を退職した、または解雇された場合、乙は退職時期に応じて、受領した紹介手数料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退職時期	返還する紹介手数料
入社から1ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%
入社から6か月未満	10%

なお、甲の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに第6条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。